

(別紙)

平成29年4月14日

総務大臣
山本 早苗 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会 長 多 賀 谷 一 照

答 申 書

平成29年2月7日付け諮問第3091号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本・西日本」という。）の第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方。）。

NTT東日本・西日本に対し、平成28年度に実施した償却方法の定額法への移行等の取組によるドライカップ接続料に係る費用低減効果の具体的な影響額が判明したら、遅滞なく当該影響額を接続事業者に開示することを要請すること（考え方2）。

以上

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備
に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方
(平成 29 年度の接続料の新設及び改定等)

(1) 実績原価方式に基づく平成 29 年度の接続料の改定等に対する意見及びその考え方

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見 1 ドライカップ接続料の抑制を目的にメタルと光のコスト配賦を見直す等、光ファイバの接続料上昇につながるような措置は取るべきではなく、メタルから光ファイバへのマイグレーションを促進するため、光ファイバに係る各種接続料・工事費について更なる低廉化を図ることが重要。</p>	<p>再意見 1</p>	<p>考え方 1</p>	
<p>○ 今回申請された平成 29 年度接続料は、メタル回線利用者が減少し続けている中、報酬額の増加や調整額の影響等により、NTT 東・西ともに前年度に比べ大幅に上昇しており、この急激な接続料上昇の激変緩和措置のため、平成 27 年度の調整額のうちの一部について、平成 29 年度の接続料原価から平成 30 年度の接続料原価に繰り延べて算定することについて、第一種指定電気通信設備接続料規則第 3 条ただし書の許可を求める申請が行われております。</p> <p>このような接続料の急激な上昇は、接続事業者の事業運営に大きな影響を与えることになるため、接続料の大幅な変動の要因が調整額制度に起因するような場合は、「調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置」を講ずることによって平準化を図る等、一定の配慮が必要ですが、メタルから光ファイバへのマイグレーションが進展している中</p>	<p>○ 当社は、引き続き光のトータルコストの削減と接続料の低廉化に努め、光の新規需要拡大に取り組んでいく考えです。</p> <p>また、平成 24 年度及び平成 25 年度接続会計において実施したメタル回線と光ファイバ回線との間における施設保全費等の配賦方法の見直し等については、コスト把握の精緻化を図るために実施してきたものであり、適切な措置であると考えています。</p> <p>なお、KDDI 殿のご指摘のとおり、当社としては、合理的な理由なくドライカップ接続料を抑制する措置を採る考えはありません。</p> <p>(NTT 東日本・西日本)</p> <p>○ KDDI 株式会社殿(以下、「KDDI 殿」といいます。)の意見に賛同いたします。</p> <p>現在、PSTN マイグレーションの議論の中で、メタル回線から光回線への移行促進が課</p>	<p>○ ドライカップ接続料については、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」報告書(平成 25 年 5 月)を踏まえて、ケーブル保守に係る費用や電柱等・土木設備に係る費用の配賦方法等を見直した結果、これまでメタル回線に配賦された費用の一部が光回線に配賦されることとなったが、これは <u>費用の配賦基準について、業務の実態や電柱等・土木設備のメタル回線と光回線による利用実態をより精緻に反映させたもの</u> である。</p> <p>○ アクセス回線の円滑な移行に向けた競争環境を整備する観点から、加入光ファイバの接続料及びこれに関連する工事費の更なる低廉化が重要であり、<u>NTT 東日本・西日本においては企業努力による更なる効率化・費用削減の取組が求められる。</u></p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>においては、マイグレーションを促進し、利用者が光ファイバのような新しいサービスに円滑に移行できるような対応を行うことが重要です。</p> <p>そのためには、今後、ドライカップ接続料の抑制を目的にメタルと光のコスト配賦を見直す等、光ファイバの接続料上昇につながるような措置は取るべきではなく、メタルから光ファイバへのマイグレーションを促進するため、光ファイバに係る各種接続料・工事費について更なる低廉化を図ることが重要と考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>題として挙げられているものの、光 IP 電話はブロードバンドインターネットのオプションサービスとして提供されているため、ブロードバンドを必要としないお客様にとってはメタル電話の代替サービスにはなり得ません。</p> <p>さらに、メタル回線市場は需要が減少しているとはいえ、2,000 万回線以上の大きな需要があることを考慮しますと、利用者保護等の観点からも、メタル接続料の急激な上昇を抑制する必要があります。今回の申請において、激変緩和措置により調整額の一部を繰り延べ、結果としてスタックテストの要件も満たしたことは適切な対応であり、次年度以降も同様な措置を取る必要があります。</p> <p>(ソフトバンク)</p>		
<p>意見2 平成 29 年度のドライカップ接続料に関して、平成 30 年度の接続料原価に調整額の一部を繰り延べる激変緩和措置が実施されたことは、適切な措置。</p> <p>平成 30 年度の接続料金については、事業者の予見性及び接続料算定の透明性確保の観点から、減価償却方法の見直しによる費用低減効果の具体的な影響額を NTT 東日本・西日本以外の事業者もシミュレーションできるような情報の開示が望ましい。</p>	再意見2	考え方2	
<p>○ 平成 29 年度のドライカップ接続料に関しまして、平成 30 年度の接続料原価に調整額の一部を繰り延べる激変緩和措置が実施されたことにより、当初の見込値よりも安価な料金で申請されています。これは、需要が減少しているとはいえ、メタル回線が依然として 2,500 万回線以上存在することを踏まえると適切な</p>	<p>○ 平成 30 年度のドライカップ接続料の水準については、需要の減少度合いが同様であるとすると、平成 29 年度の接続料水準から大幅には変動しないものと想定される旨を事業者説明会等の場でお示ししており、接続事業者の予見性は十分確保されているものと考えております。</p>	<p>○ 平成 29 年度のドライカップ接続料に係る調整額を平成 30 年度に一部繰り延べることについては、NTT 東日本・西日本から第一種指定電気通信設備接続料規則第 3 条ただし書の規定に基づく許可申請が行われている。</p> <p>これは、接続料の負担水準が必要以上に年度毎に変動することを回避しようというもの</p>	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>また、調整額制度に起因する接続料の急激な変動を抑制するため、今回申請された平成29年度接続料について、ドライカップ接続料同様、調整額の一部を平成30年度の接続料原価に繰り延べる措置を取ることが必要。</p>			
<p>○ 今回申請された平成29年度接続料は、前年比でNTT東+6.6%、NTT西+56.1%（高速デジタル64kb/s、エコノミークラス、タイプ2、同一MA内の場合）の上昇率となっており、平成25年度接続料と比較すると、実にこの4年間で接続料がNTT東で1.8倍、NTT西で3.2倍にもなっております。</p> <p>特にNTT西においては、平成29年度接続料に加算された調整額が申請された接続料の約3割を占めており、これは今回、第一種指定電気通信設備接続料規則第3条ただし書の許可を求める申請を行い、調整額の一部を平成30年度の接続料原価に繰り延べを行ったドライカップ接続料における約1割と比べても、非常に大きな調整額の影響となっております。</p> <p>低速系専用線（デジタルアクセス（64kb/s、128kb/s））については、同等の料金水準・機能で提供できる適切な代替サービスがない等の問題もあることから、現時点でも相当数の利用者が残っており、そのような状況において接続料が急激に上昇すると、接続事業者の事業運営に大きな影響を与え、利用者に代替サービスを提供できないまま接続事業者が事業から撤退せざるを得ない事態になることも想定されるため、NTT東・西においては、これまでの総務省からの要請事項を踏まえ、より一層のコスト削減を図り、接続料の急激な上昇を抑制していただくとともに、適切な代替サービスの検討を進める必要が</p>	<p>○ 専用線サービスについては、利用者ニーズの変化により、IP-VPNや広域イーサネット等の法人向けデータ通信サービスやモバイル通信サービスへの移行が進み、需要の大幅な減少が続いていることから、当社のコスト削減努力を前提としても、今後も接続料水準が上昇していくことは不可避であると考えます。</p> <p>こうした状況下にあっても、接続料は、第一種指定電気通信設備規制にて貸し出しが義務付けられている機能の適正な対価として、実際に要した設備コストを利用に応じて負担いただくものとするのが原則であり、接続事業者には、当社利用部門と同様に負担いただくざるを得ないと考えます。</p> <p>当社としては、引き続き、徹底した効率化努力によりコスト削減に取り組んでいく考えです。</p> <p>また、「適切な代替サービスの検討等を進める必要がある」との意見については、当社を含め各事業者がIP-VPNや広域イーサネット等の法人向けデータ通信サービス、モバイルデータ通信サービス等、幅広い選択肢の中から検討を行い、各々の利用者に対して移行提案を行っていくべきものであると考えます。</p> <p>なお、調整額の一部を繰り延べる措置については、「調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置について」（平成25年</p>	<p>○ 通信路設定伝送機能（専用線）の接続料については、需要の減少に加え、設備更改に伴う固定資産除却費の増加、報酬額の増加等の影響により上昇しており、<u>NTT東日本・西日本においては更なる効率化・費用削減の取組が求められる。</u></p> <p>○ 本機能の接続料が平成29年度に上昇することになっているのは事実だが、<u>接続料の水準が上昇する場合に調整額がすべからず繰越となるべきとまでは言えない</u>ので、これは、<u>二次的には認可申請者において判断することが適当</u>である。</p> <p>○ 需要の縮退している本機能に代替する機能としては、例えば、データ伝送に係る機能が考えられるが、これらについても、<u>代替機能として十分な条件が確保されるように、更なる効率化・費用削減の取組がなされることが必要</u>である。</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>あると考えます。</p> <p>また、調整額制度に起因する接続料の急激な変動を抑制するため、今回申請された平成29年度接続料について、ドライカップ接続料同様、調整額の一部を平成30年度の接続料原価に繰り延べる措置を取ることが必要です。</p> <p>平成30年度接続料については、平成28年度に実施した減価償却方法の見直しによる費用低減効果が見込まれることから、調整額の一部を繰り延べても、その影響については緩和されるものと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>7月30日（総務省総合通信基盤局）において、当該措置の適用を必要最小限とすることが適当とした上で、接続料の変動が特に大きく、対象機能の重要性等に照らし、当該機能について抑制措置を適用する必要性が認められることや、抑制措置の適用により接続料水準の変動が緩和されると見込まれること等が、抑制措置の適用の基準として示されていることから、これらの基準に準じて、今回、ドライカップ及びメタル端末回線の接続料についてのみ当該措置を適用することが適切であると判断したものです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ KDDI 殿の意見に賛同いたします。</p> <p>今回の申請で大幅な値上げとなった要因としましては、需要の減少のほか、設備更改に伴って除却費用が増加したために調整額が大幅に上昇したことがあげられます。除却費用の増加は一時的な事象であり、また KDDI 殿の述べられている通り、特に西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 西日本殿」といいます。))において大幅な値上げになっていることを考慮しますと、ドライカップ接続料と同様に激変緩和措置を取ることが適当であると考えます。</p> <p>(ソフトバンク)</p>		
<p>意見4 今後、今回同様に接続機能の廃止や整理品目化が行われる場合には、当該機能を利用する接続事業者との間で事前協議を丁寧に行い、廃止・移行に係る接続事業者の対応期間を十分に確保することが必要。</p> <p>また、「固定電話網の円滑な移行の在り方一次答申～移行後のIP網のあるべき姿～」</p>	<p>再意見4</p>	<p>考え方4</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>で言及されているとおり、機能を廃止する計画の「網機能提供計画」の届出対象への追加が必要。</p>			
<p>○ ボトルネック性を有する第一種指定電気通信設備を保有する NTT 東・西が、突然、サービスや機能の提供を終了した場合、これらのサービスの利用者並びに接続事業者が当該機能を利用して提供するサービスの利用者等に重大な影響を及ぼすため、利用者保護の観点で、サービスや機能の休廃止に係る規律を整備する必要があります。</p> <p>「固定電話網の円滑な移行の在り方」一次答申～移行後の IP 網のあるべき姿～（案）においても述べられているとおり、第一種指定電気通信設備に係る接続機能の終了に伴って接続約款が変更される場合には、「当該接続約款の変更に係る認可の要件の一つとして、第一種指定電気通信設備設置事業者は他事業者に対して十分な周知期間を確保することが明示されること」「第一種指定電気通信設備設置事業者においては、終了に係る機能の代替措置について、具体的な提案を行うなどの対応を接続事業者に対して行うことが望まれること」といった対応が求められております。</p> <p>したがって、今後、今回同様に接続機能の廃止や整理品目化が行われる場合には、当該機能を利用する接続事業者との間で事前協議を丁寧に行い、廃止・移行に係る接続事業者の対応期間を十分に確保することが必要だと考えます。また、あわせて、「固定電話網の円滑な移行の在り方」一次答申～移行後の IP 網のあるべき姿～（案）で言及されているとおり、機能を廃止する計画の「網機能提供計</p>	<p>○ 接続機能の廃止にあたっては、これまでも廃止に係る接続約款の変更手続き前から、当該機能を利用する接続事業者との間で新規受付停止時期や移行方法等に関する事前協議を綿密に行い、当該事業者の対応期間を十分に確保するとともに、ご要望いただければ代替機能等の提案を行う等、丁寧に対応してきたところであり、今後も同様の対応を実施していく考えです。こうした対応を行ってきた結果、接続事業者において、利用者保護の観点から支障は生じていないものと考えており、接続機能の廃止に係る新たな規律を設ける必要はないと考えます。</p> <p>なお、技術の変化や経済性等の理由から、全く同等の代替機能、サービスがないまま、接続機能を廃止せざるを得ない場合があることも想定されますが、「代替性」を厳格に解釈することで、事業の退出が実質的に制限されることがないよう留意いただきたいと考えます。</p> <p>（NTT東日本・西日本）</p> <p>○ KDDI 殿の意見に賛同いたします。</p> <p>東日本電信電話株式会社殿（以下、「NTT 東日本殿」といいます。）及び NTT 西日本殿（以下、併せて「NTT 東西殿」といいます。）がサービスや機能の提供を終了する際の手順は、オープンな場で議論した上で整備されるべきと考えます。</p> <p>（ソフトバンク）</p>	<p>○ 接続事業者が利用者にサービスを提供するために不可欠な <u>第一種指定電気通信設備に係る接続機能の提供の終了は、接続事業者が当該接続機能を利用して提供するサービスの利用者にも重大な影響</u> を及ぼすことになる。</p> <p>○ そのため、当該接続機能の終了に係るルールの在り方については、これまで情報通信審議会電話網移行円滑化委員会及び同利用者保護WGにおいて議論され、<u>情報通信審議会答申「固定電話網の円滑な移行の在り方一次答申～移行後の IP 網のあるべき姿～」（平成 29 年 3 月 28 日）</u>において、「<u>接続機能の終了に伴って接続約款が変更される場合には、当該接続約款の変更に係る認可の要件の一つとして、第一種指定電気通信設備設置事業者は他事業者に対して十分な周知期間を確保することを明示することが必要</u>」である。第一種指定電気通信設備設置事業者においては、<u>終了に係る機能の代替措置について、具体的な提案を行うなどの対応を接続事業者に対して行うことが望まれる</u>。」との考え方が示された。</p> <p>○ また、同答申において、「<u>第一種指定電気通信設備の機能を廃止する計画についても、『網機能提供計画』の届出対象であることを明確にするなど、接続事業者への情報開示の一層の充実を図る必要がある</u>。」との考え方が示された。</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>画」の届出対象への追加が必要だと考えます。 (KDDI)</p>		<p>○ 総務省においては、<u>上記答申の考え方に沿って、具体的な施策を講じていく必要がある。</u></p>	
<p>意見5 NTTコミュニケーションズの所有ビルでNTT東日本・西日本の義務的コロケーションが提供されている場合、又は、NTT東日本・西日本ビルで義務的コロケーションが提供されているが、電力設備がNTTコミュニケーションズの所有ビルから提供されている場合については、接続を円滑に行うために、リソースの空き状況等の情報開示が必要。</p>	再意見5	考え方5	
<p>○ <NTTコミュニケーションズの所有ビル等における情報開示について> 「次世代ネットワーク（NGN）等の接続ルールに関する再意見募集」において当社より再意見したとおり、NTTコミュニケーションズの所有ビルでNTT東・西の義務的コロケーションが提供されている場合、又は、NTT東・西ビルで義務的コロケーションが提供されているが、電力設備がNTTコミュニケーションズの所有ビルから提供されている場合については、NTT東・西の接続約款（第99条の2）による空き情報等の開示対象外であることから、前者についてはコロケーションスペースと電力容量の空き状況が、後者については電力容量の空き状況が把握できませんが、これらの場合においても、接続を円滑に行うために、リソースの空き状況等の情報開示が必要だと考えます。 (KDDI)</p>	<p>○ NTTコミュニケーションズ殿が所有されるビルにおいて当社が第一種指定電気通信設備を設置するために賃借しているリソースについては、効率的な利用によりコストの抑制を図る観点から、ビル所有者との契約条件等を踏まえつつ、可能な限り必要最低限の容量で確保するよう努めております。 そうした中、コロケーションスペースについては、円滑な設備更改等を実現する観点から、一定区画をまとめてNTTコミュニケーションズ殿より賃借しており、当社が、その範囲内のスペースに係る空き状況を把握することが可能であるため、今般の事業者意見等を踏まえ、コロケーションスペースの空き状況の事前開示に向けて検討を行っていく考えです。 一方、電力設備については、NTTコミュニケーションズ殿より必要な容量のみを賃借しており、その容量の追加可否については、その都度、NTTコミュニケーションズ殿に</p>	<p>○ NTT東日本・西日本によるコロケーションや電力設備の提供がやむを得ない事情から<u>NTTコミュニケーションズの所有ビルにおいて提供されている場合</u>であっても、<u>可能な限り情報の開示が行われる必要</u>があり、<u>総務省において、その具体策に関して検討を行う必要がある。</u></p>	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>確認等を行い、調査回答しているため、現時点において、電力設備の空き状況を事前開示することは困難です。 (NTT東日本・西日本)</p> <p>○ KDDI 殿の意見に賛同します。 「次世代ネットワーク (NGN) 等の接続ルールに関する意見募集」の中で当社からも意見した通り、NTT コミュニケーションズ株式会社殿 (以下、「NTTCom 殿」といいます。) の所有ビルにおける NTT 東西殿の義務コロケーションエリアに関しては、コロケーションリソースに関する情報が開示されておりません。 当該ビルにおいて、リソースの空き状況を確認する為には、現状、定期的に POI 調査 (有償) を行うことにより確認するしかないので、KDDI 殿の意見内容の通り、リソースの空き状況等の情報開示が必要です。 (ソフトバンク)</p>		
<p>意見6 コロケーションや中継ダークファイバ区間において、長期間にわたりDランクのまま空きの確保が困難な区間で、接続事業者から要望のある区間については、計画的にDランクを解消することも検討すべき。</p>	<p>再意見6</p>	<p>考え方6</p>	
<p>○ <長期間にわたり空きが確保できない区間 (D ランク) に対する対処について> NTT 東・西の加入光ファイバを用いた移動・固定通信のインフラ構築や FTTH サービスの展開エリアの拡大等のためには、NTT 東・西のコロケーションスペースや受・発電リソース、及び、中継ダークファイバ等の利用が不可欠ですが、長期間にわたり空きが確保できない区間 (D ランク) 存在するため、接続事業者が</p>	<p>○ 当社は、これまで、有限のコロケーションスペースや中継光ファイバ等を円滑に有効活用していただくための仕組みの整備に努めてきたところであり、当社が利用していたコロケーションスペースや中継光ファイバ等を利用しなくなり、それらが不要となる場合には、接続事業者を利用いただける状態としてきました。 また、中継光ファイバの空き芯線が無い場</p>	<p>○ コロケーションに関し、長期間にわたり空きが確保できない場所について、<u>スペースの効率的利用等により、その状態の解消に努める必要がある。</u></p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>計画的に事業展開できないケースや該当エリアでの事業展開をあきらめざるを得ないケースが生じております。</p> <p>コロケーションや中継ダークファイバ区間において、長期間にわたりDランクのまま空き確保が困難な区間で、接続事業者から要望のある区間については、例えば、NTT東・西が利用門含めて過剰なスペースの確保が行われていないか検証したり、中継区間においてNTT東・西の伝送装置の更改、高速化・高密度化等を行うことで空き芯線や空き波長を確保する等の措置を行うことによって、計画的にDランクを解消することも検討すべきだと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>合については、要望に応じて、当社において異ルート等の代替手段を検討・提供しているほか、中継光ファイバの空き芯線が4芯以下である区間におけるWDM装置の設置有無について情報開示するとともに、WDM装置を用いた波長単位の接続を提供し、現に接続事業者に当該接続を利用いただいています。</p> <p>KDDI殿が「中継区間においてNTT東西の伝送装置の更改、高速化・高密度化等を行うことで空き芯線や空き波長を確保する等の措置を行うことによって、計画的にDランクを解消することも検討すべき」との意見を提出されていますが、当社は、ご指摘のような伝送装置の更改等に合わせた中継ネットワークの効率化を進めてきたところであり、現にDランク区間も減少しているところです。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ KDDI殿の意見に賛同します。</p> <p>接続事業者から利用の要望があるにもかかわらず長期間Dランクが継続している設備に関しては、KDDI殿指摘の通り、NTT東西殿は、Dランクの解消又は代替措置の提供、また対応時期の情報開示について検討を進める必要があります。</p> <p>(ソフトバンク)</p>		
<p>意見7 現在の算定のように、「流動資産等」を全て「有利子負債以外の負債」から圧縮するのではなく、「投資その他の資産」(固定資産)は自己資本から圧縮し、それ以外の「流動資産」を「その他負債」から圧縮した方が、より実態に即した算定になる。</p> <p>今後、資本構成比率の算定方法について、「次世代ネットワーク(NGN)等の接続ルー</p>	再意見7	考え方7	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>ルに関する意見募集」を踏まえた接続ルールの検討の場等において、詳細の検討が必要。</p>			
<p>○ 「次世代ネットワーク（NGN）等の接続ルールに関する意見募集」において当社より意見したとおり、NTT 東・西の接続料に係る報酬額を算定するための資本構成比は、現在、レートベースの構成資産に係る資金調達の実態等をできるだけ反映させた資本構成比を用いる手法が用いられています。具体的には、レートベースの構成資産にあわせた資本構成比を算出するために、貸借対照表上の簿価からレートベースに含まれない「流動資産等」を全て「有利子負債以外の負債」から圧縮した資本構成比が採用されています。</p> <p>しかしながら、圧縮する「流動資産等」の構成要素に着目すると、全てが流動資産という訳ではなく、投資有価証券や関係会社株式等といった「投資その他の資産」に区分される固定資産が3分の1程度含まれており、現在の算定においては、これら固定資産が「有利子負債以外の負債」（主に流動負債）から賄われていることになっています。</p> <p>これは投資有価証券や関係会社株式等に資金を投入すればするほど、「その他負債」が圧縮され、報酬額の算定に用いる資本構成比の自己資本比率が高まることを意味しています。すなわち、レートベースに関係のない投資や関係会社株式等に資金を回すことで、レートベースに係る報酬額を増加させることができる算定になっており、第一種指定電気通信設備に係る報酬額算定としては不適切です。</p> <p>投資有価証券や関係会社株式等は長期保有を前提とした勘定科目であることから、原</p>	<p>○ 接続料算定上のレートベースに対応する資本構成比の算定については、そのレートベースが接続機能の提供に真に必要な範囲での資産に限定されていることから、貸借対照表の数値を圧縮してレートベースの価額と貸借対照表の総額を一致させることで、適切な接続料算定を行っています。</p> <p>その際、自己資本は、投資その他の資産の取得ではなく、当社事業の根幹である電気通信事業に係る固定資産をはじめとする、接続機能の提供に真に必要な範囲での資産の調達に優先的に用いることが合理的であることから、自己資本は圧縮せずに、電気通信事業固定資産等の調達のための資本として総額を見込む現行の算定方法は適正であると考えます。</p> <p>ご指摘のように、近年、電気通信事業固定資産は減少する一方で自己資本は増加しておりますが、これは設備のスリム化と自己資本の蓄積により安定的な事業運営に取り組んできた結果であり、電気通信事業固定資産の取得に自己資本を優先的に用いるという考え方を否定する理由にはならないと考えます。また、現時点で自己資本の額が電気通信事業固定資産をはじめとするレートベースを上回ってはいないことから、現行の算定方法は合理性を欠くものではないと考えます。</p> <p>（NTT東日本・西日本）</p> <p>○ KDDI 殿の意見に賛同します。レートベースに係る報酬額は事業の用に供される資産に基づいて算定されるべきであり、事業に関係の</p>	<p>○ 報酬額の算定に係る資本構成比率の算定方法については、意見の問題提起について、<u>接続ルール全体の検証の中で、総務省において検討を行うことが適当</u>と考えられる。</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無																												
<p>則、長期資金で賄うと考えるべきであり、また、NTT 東・西のような安定した大企業の場合は、有利子負債の固定負債（長期借入金等）で賄うよりは、安定した自己資本で賄うと仮定した方が自然であると考えます。</p> <p>したがって、現在の算定のように、「流動資産等」を全て「有利子負債以外の負債」から圧縮するのではなく、「投資その他の資産」（固定資産）は自己資本から圧縮し、それ以外の「流動資産」を「その他負債」から圧縮した方が、より実態に即した算定になると考えます。</p> <p>なお、「次世代ネットワーク（NGN）等の接続ルールに関する再意見募集」において NTT 東・西が、「自己資本は、『投資その他の資産』の取得ではなく、当社事業の根幹となる『電気通信事業固定資産』の取得に優先的に用いることが合理的である」と述べておりますが、以下のとおり、ここ数年の傾向を見ると、自己資本は増加しているにもかかわらず、電気通信事業固定資産は減少し続けていることから、必ずしも、「自己資本を『電気通信事業固定資産』の取得に優先的に用いることが合理的である」とは言えないと考えます。</p> <p>これらの事実も踏まえながら、今後、資本構成比率の算定方法について、「次世代ネットワーク（NGN）等の接続ルールに関する意見募集」を踏まえた接続ルールの検討の場等において、詳細の検討が必要だと考えます。</p> <table border="1" data-bbox="174 1284 734 1439"> <thead> <tr> <th colspan="2">単位：百万円</th> <th>平成21年</th> <th>平成24年</th> <th>平成27年</th> </tr> <tr> <th colspan="2">() 内は3年前の稼働ベースとの差</th> <th>B/S稼働ベース</th> <th>B/S稼働ベース</th> <th>B/S稼働ベース</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">NTT東</td> <td>電気通信事業固定資産</td> <td>2,952,584</td> <td>2,889,310 (▲63,274)</td> <td>2,691,129 (▲198,181)</td> </tr> <tr> <td>自己資本</td> <td>2,102,681</td> <td>2,138,441 (+35,760)</td> <td>2,202,988 (+64,547)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">NTT西</td> <td>電気通信事業固定資産</td> <td>2,791,653</td> <td>2,703,874 (▲87,779)</td> <td>2,588,396 (▲115,478)</td> </tr> <tr> <td>自己資本</td> <td>1,501,898</td> <td>1,515,926 (+14,028)</td> <td>1,527,346 (+11,420)</td> </tr> </tbody> </table>	単位：百万円		平成21年	平成24年	平成27年	() 内は3年前の稼働ベースとの差		B/S稼働ベース	B/S稼働ベース	B/S稼働ベース	NTT東	電気通信事業固定資産	2,952,584	2,889,310 (▲63,274)	2,691,129 (▲198,181)	自己資本	2,102,681	2,138,441 (+35,760)	2,202,988 (+64,547)	NTT西	電気通信事業固定資産	2,791,653	2,703,874 (▲87,779)	2,588,396 (▲115,478)	自己資本	1,501,898	1,515,926 (+14,028)	1,527,346 (+11,420)	<p>ない投資等によって、報酬額が膨らむことは不適當であると考えます。</p> <p>また、NTT 東西殿の自己資本比率（平成 27 年度実績で、NTT 東日本殿：77.9%・NTT 西日本殿：56.2%）が他公共事業と比べても高水準である上に上昇を続けていることを踏まえ、KDDI 殿の考え方も含めて、資本構成比の算定方法について議論して頂くことを要望いたします。</p> <p>KDDI 殿は（２）～（４）でも同様の意見を述べられておりますが、上記と同様の考え方で賛同いたします。</p> <p>（ソフトバンク）</p>		
単位：百万円		平成21年	平成24年	平成27年																											
() 内は3年前の稼働ベースとの差		B/S稼働ベース	B/S稼働ベース	B/S稼働ベース																											
NTT東	電気通信事業固定資産	2,952,584	2,889,310 (▲63,274)	2,691,129 (▲198,181)																											
	自己資本	2,102,681	2,138,441 (+35,760)	2,202,988 (+64,547)																											
NTT西	電気通信事業固定資産	2,791,653	2,703,874 (▲87,779)	2,588,396 (▲115,478)																											
	自己資本	1,501,898	1,515,926 (+14,028)	1,527,346 (+11,420)																											

意見	再意見	考え方	修正の有無
(KDDI)			

(2) 平成 29 年度の加入光ファイバに係る接続料の改定に対する意見及びその考え方

意見	再意見	考え方	修正の有無
意見 8 加入光ファイバの接続料算定に用いる経済的耐用年数については、定期的な見直しを実施することを検討すべき。	再意見 8	考え方 8	
<p>○ 「次世代ネットワーク (NGN) 等の接続ルールに関する意見募集」において当社より意見したとおり、光ファイバの耐用年数見直しについては、2008 年度にそれまで採用していた法定耐用年数 (10 年) から使用実態を踏まえた経済的耐用年数 (架空 15 年、地下 21 年) に変更され来年度で 10 年が経過することになります。</p> <p>加入光ファイバに係る接続料を低廉化させ、メタルから光への移行を促すために、接続料算定に用いる経済的耐用年数については、政策的に、例えば、5 年・10 年といった期間毎に、又は、将来原価方式での接続料申請毎 (補正申請時は含まず) に、定期的な見直しを実施することを検討すべきです。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 現在設定されている NTT 東西殿の光ファイバの耐用年数につきましては、実績が少ないため、継続的に見直しを検討することが、将来原価方式を採用している加入光ファイバ接続料におきましては、より実態に合った耐用年数の設定に資すると考えております。そのため、将来原価方式の認可申請のタイミング等、定期的に見直しを検討する機会を設ける</p>	<p>○ 平成 29 年 2 月末に公表したとおり、光ファイバケーブルの耐用年数については、固定資産データを用いた撤去法等による推計のみならず、日本公認会計士協会の監査・保証実務委員会実務指針 (※) に基づき、「材質・構造・用途・使用上の環境」、「技術の革新」、「経済的事情の変化による陳腐化の危険の程度」の観点からも検証を行った結果、当社として現時点で直ちに直しが必要な状況には至っていないと判断しました。したがって、今後、光ファイバケーブルに関する市場環境や使用実態等に大きな変化が認められた場合には、改めて耐用年数の見直しを検討する考えです。</p> <p>なお、耐用年数の見直しは、適正な財務会計のために実施するものであり、接続料を低廉化させるために実施すべきものではないと考えます。</p> <p>(※) 監査・保証実務委員会実務指針第 8 1 号「減価償却に関する当面の監査上の取扱い」(平成 24 年 2 月 14 日)</p> <p>3. 耐用年数の決定とその変更 ～中略～</p> <p>12. 耐用年数は、「資産」の単なる物理的使用可能期間ではなく、経済的使用可能予測</p>	<p>○ 現行の加入光ファイバの接続料の経済的耐用年数 (架空 15 年、地下 21 年) は、平成 20 年度に NTT 東日本・西日本が実施した撤去法による複数の確率分布関数の推計値の平均値 (架空 15.3 年、地下 21.4 年) を根拠に定めている。</p> <p>○ 本審議会では、情報通信行政・郵政行政審議会答申「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可 (平成 28 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定) について」(平成 28 年 7 月) において、「NTT 東日本・西日本に対し、平成 20 年度の見直し方法を参照して平成 27 年度末実績に基づき光ファイバケーブルの経済的耐用年数を導出した上で、実態との大きな乖離が認められた場合には、耐用年数の見直しを行い、見直しの検討結果及びその理由について平成 29 年 2 月中に総務省に報告するとともに、公表することを要請すること」を総務省に要望し、総務省から NTT 東日本・西日本に要請を実施した。</p> <p>○ NTT 東日本・西日本は、同要請を踏ま</p>	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>ことを要望いたします。 (ソフトバンク)</p>	<p>期間に見合ったものでなければならない。</p> <p>13. 耐用年数は、対象となる「資産」の材質・構造・用途等のほか、使用上の環境、技術の革新、経済事情の変化による陳腐化の危険の程度、その他当該企業の特殊的条件も考慮して、各企業が自己の「資産」につき、経済的使用可能予測期間を見積もって自主的に決定すべきである。同一条件（種類・材質・構造・用途・環境等が同一であること）の「資産」について異なる耐用年数の適用は認められない。</p> <p>分岐端末回線に係る接続料原価に含まれる減価償却費は、創設費を平均的な使用期間である耐用年数で除して算定していることから、減価償却の状況については適切に反映されております。</p> <p>そのため、加入光ファイバのコスト全体から分岐端末回線に係るコスト等を除いて算定する主端末回線に係るコストも適切なものであり、分岐端末回線と主端末回線の接続料負担はそれぞれ公平なものとなっております。 (NTT東日本・西日本)</p> <p>○ NTT 東・西公表の「光ファイバケーブルの経済的耐用年数の見直しに係る検討結果」（平成 29 年 2 月 28 日付け）よれば、平成 27 年度末の実績をもとに、平成 20 年度の見直し時（平成 17 年度実績をもとに算出）と同様の算出方法で算出した場合は、現行の経済的耐用年数（架空 15 年、地下 21 年）に比べて、4～5 年長い（架空 19 年、地下 26 年）という結果が出ております。</p> <p>また、撤去法の確率分布関数による推計に</p>	<p>え、本年 2 月末に耐用年数の推計結果及び耐用年数の見直しに係る検討結果を公表した。それによると、<u>耐用年数の推計結果は架空 19.3 年、地下 26.4 年</u>であり、「NTTグループとして光ファイバケーブルの経済的耐用年数の見直しが必要な状況には至っていないと判断しましたが、今後、光ファイバケーブルに関する市場環境や使用実態等に大きな変化が認められた場合には、改めて耐用年数の見直しを検討する」としている。</p> <p>○ <u>以上の経過を受けて、本件見直しについて、総務省で検討を行うことが適当</u>と考えられる。</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>においても、昨年度の調査（平成 26 年度末の実績をもとに算出）に比べて、確実に 1 年（架空 13～20 年→14～21 年、地下 19～32 年→20～33 年）経済的耐用年数が伸びております。</p> <p>このように経年によって確実に経済的耐用年数は伸びており、加入光ファイバに係る接続料を低廉化させ、メタルから光への移行を促すためには、左記意見のとおり、接続料算定に用いる耐用年数について、政策的に将来原価方式の認可申請のタイミング等で定期的に見直すなど、その在り方について今後検討が必要です。</p> <p>（KDDI）</p> <p>○ KDDI 殿の意見に賛同いたします。現在設定されている NTT 東西殿の光ファイバの耐用年数につきましては、実績が少ないため、継続的に見直しを検討することが将来原価方式を採用している加入光ファイバ接続料におきましてはより実態に合った耐用年数の設定に資すると考えております。そのため、将来原価方式の認可申請のタイミング等、定期的に見直しを検討する機会を設けることを要望いたします。</p> <p>また、平成 29 年 2 月 28 日に NTT 東西殿から公開されました「光ファイバケーブルの耐用年数についての検討結果」におきまして、平成 20 年度の見直しと同じ確率分布関数の平均値により算出した耐用年数の推計結果（架空 19 年、地下 26 年）に加え、平成 28 年 5 月にも実施された 7 つの統計による検討を行い、架空が 14～21 年、地下が 20～33 年という結果になったため、現行の架空 15 年、地下 21 年ともにその幅に収まっていることから、光ファイ</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	<p>バケールの耐用年数の見直しは実施しないという結論に至っておりますが、経済的耐用年数を推計する考え方が取り入れられた平成20年度と同様の手法を用いた結果を採用することが、算定基準の継続性の観点から合理的であり、架空19年地下26年を採用することが適当であると考えます。</p> <p>仮に、推計に用いる関数によって結果に幅が生じることを理由に、上記耐用年数は採用せず、7つの統計を用いた検討を行うとしても、その7つの統計を耐用年数の推計に用いる妥当性を7つそれぞれについて説明した上で、以下の理由からその各推計結果の平均値等を採用することがより合理的であると考えます。</p> <p>①平成27年度末の実績データを用いて、平成20年度の見直し時と同じ確率分布関数の平均値で算出した結果、推計される耐用年数が長くなっていること</p> <p>②平成27年度末の実績データを用いて7つの統計を用いて算出した結果、平成26年度末の実績データを用いた場合よりも耐用年数が長くなっていること</p> <p>以上のことから、実績データが多くなるほど推計される耐用年数が長くなることは明らかです。現在適用されている耐用年数は上記7つの統計において最も短いものに近い数値となっていることから、速やかに見直す必要があります。</p> <p>NTT東西殿の検証方法は不明点が多く、検討方法の妥当性も曖昧であるため、一度有識者を交えてオープンな場で光ファイバの耐用年数の検証方法について議論することを要望いたします。</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
	(ソフトバンク)		
意見9 分岐端末回線接続料の算定方法について、今後、「次世代ネットワーク（NGN）等の接続ルールに関する意見募集」を踏まえた接続ルールの検討の場等において、詳細の検討が必要。	再意見9	考え方9	
<p>○ 「次世代ネットワーク（NGN）等の接続ルールに関する意見募集」において当社より意見したとおり、加入光ファイバの接続料は、分岐端末回線（光信号引込等設備維持負担額含む。以下同じ。）の実績コストが接続会計で把握できないことから、分岐端末回線の創設費を基に、網改造料の算定方式に準じて接続料を算定し、加入光ファイバの全体コストから分岐端末回線コストを除いた残りが主端末回線コストとなっています。</p> <p>分岐端末回線コストは、現行の算定上、償却状況の反映がなく、耐用年数で算定された減価償却費がそのまま計上され続けることから、仮に、分岐端末回線が全て耐用年数の15年を経過した状況であっても、減価償却費のコストが計上された接続料を負担しなければなりません。一方で、お客様解約時に分岐端末回線を設備撤去した場合は、撤去時に引込設備の未償却残高を一括で負担することから、耐用年数の15年以内で設備撤去を行った場合は適切なコスト負担になっています。</p> <p>また、加入光ファイバの全体コストは、分岐端末回線部分も含めて実際の償却状況が反映されたコストとなっていることから、結果として、年数が経過し、償却が進めば進むほど、分岐端末回線では負担すべき実際のコス</p>	<p>○ 分岐端末回線に係る接続料原価に含まれる減価償却費は、創設費を平均的な使用期間である耐用年数で除して算定していることから、減価償却の状況については適切に反映されております。</p> <p>そのため、加入光ファイバのコスト全体から分岐端末回線に係るコスト等を除いて算定する主端末回線に係るコストも適切なものであり、分岐端末回線と主端末回線の接続料負担はそれぞれ公平なものとなっております。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ KDDIからの問題提起については、<u>総務省において、これに対する考え方について、接続ルール全体の検証の中で検討を行うことが適当</u>と考えられる。</p>	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>ト以上のコストを負担し、主端末回線では負担すべき実際のコストより少ないコスト負担で済むこととなります。このことにより、シェアアクセスにおいては収容効率の差により、接続料負担の不公平性が生じることとなります。</p> <p>したがって、これら不公平性を解消する見直しが必要であり、例えば、分岐端末回線の接続料を耐用年数経過前・経過後で分けて適用する（通常の網改造料の考え方と同等）ことで、これら問題点を解消することができます。</p> <p>このように、分岐端末回線接続料の算定方法について、今後、「次世代ネットワーク（NGN）等の接続ルールに関する意見募集」を踏まえた接続ルールの検討の場等において、詳細の検討が必要だと考えます。</p> <p>（KDDI）</p>			
意見10 今後、資本構成比率の算定方法について見直しが必要。	再意見10	考え方10	
<p>○ 「（1）実績原価方式に基づく平成29年度の接続料の改定等について」で述べたとおり、現行の資本構成比率の算定方法は、レートベースに関係のない投資や関係会社株式等に資金を回すことで、レートベースに係る報酬額を増加させることができる算定になっており、第一種指定電気通信設備に係る報酬額算定としては不適切であると考えられることから、今後、資本構成比率の算定方法について、「次世代ネットワーク（NGN）等の接続ルールに関する意見募集」を踏まえた接続ルールの検討の場等において、詳細の検討が必要だと考えます。</p>	<p>○ 接続料算定上のレートベースに対応する資本構成比の算定については、そのレートベースが接続機能の提供に真に必要な範囲での資産に限定されていることから、貸借対照表の数値を圧縮してレートベースの価額と貸借対照表の総額を一致させることで、適切な接続料算定を行っています。</p> <p>その際、自己資本は、投資その他の資産の取得ではなく、当社事業の根幹である電気通信事業に係る固定資産をはじめとする、接続機能の提供に真に必要な範囲での資産の調達に優先的に用いることが合理的であることから、自己資本は圧縮せずに、電気通信事業固</p>	○ 考え方7のとおり。	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>(KDDI)</p> <p>○ 平成 29 年度の加入光ファイバ接続料は、自己資本比率の上昇により当初の見込値より値上げとなりました。近年、NTT 東西殿の自己資本比率は年々上昇し続けており、報酬上昇の要因になっております。また、他公共事業※に比べても、NTT 東西殿、特に NTT 東殿の自己資本比率(平成 27 年度実績値：78%)は著しく高い水準になっております。</p> <p>(※他公共事業の自己資本比率：電力事業 30%、鉄道事業 30%、ガス事業 35%)</p> <p>報酬の算定に当たっては、可能な限り企業の資金調達の実態に則した算定方法が採用されるべきであるという考え方には理解を示す一方で、今後も NTT 東西殿の自己資本比率が上昇するようであれば、自己資本比率が高まるほど事業者の負担も増える現在の資本構成比の算定方法も見直す必要があると考えております。例えば、接続料算定上の資本構成比率につきましては、自己資本比率に上限値を設定する等、自己資本比率の上昇による影響を抑制する施策を導入することで、加入光ファイバ接続料の平成 31 年度 2,000 円台の確実な達成及び平成 32 年度以降の更なる低廉化にもつながり、メタルから光への移行をより促進することになると考えております。</p> <p>【参考】NTT 東西殿の自己資本比率及び自己資本費用の推移(単位：億円)</p>	<p>定資産等の調達のための資本として総額を見込む現行の算定方法は適正であると考えます。</p> <p>ご指摘のように、近年、電気通信事業固定資産は減少する一方で自己資本は増加しておりますが、これは設備のスリム化と自己資本の蓄積により安定的な事業運営に取り組んできた結果であり、電気通信事業固定資産の取得に自己資本を優先的に用いるという考え方を否定する理由にはならないと考えます。また、現時点で自己資本の額が電気通信事業固定資産をはじめとするレートベースを上回ってはいないことから、現行の算定方法は合理性を欠くものではないと考えます。</p> <p>なお、接続料は、第一種指定電気通信設備規制にて貸し出しが義務付けられている設備の利用に対する適正な対価として、実際に要した設備コストを利用に応じて応分負担いただくことが原則であり、接続料水準の抑制を目的として、自己資本比率に上限値を設定する等の措置はとるべきではないと考えます。</p> <p>(NTT 東日本・西日本)</p> <p>○ 左記意見のとおり、NTT 東西の自己資本比率は、他公共事業の自己資本比率と比べても著しく高い水準になっており、また、レートベースの構成資産にあわせた資本構成比を算出するために、「流動資産等」を全て「有利子負債以外の負債」から圧縮した資本構成比を用いているため、貸借対照表上の自己資本比率よりも更に高い自己資本比率が報酬額の算定に用いられております。</p> <p>このような「流動資産等」を全て「有利子負債以外の負債」から圧縮した資本構成比を</p>		

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>NTT東証自己資本比率 68% 69% 70% 72% 75% 78%</p> <p>NTT西証自己資本比率 52% 53% 53% 54% 56%</p> <p>NTT東証自己資本費用 111 115 133 190 254 310</p> <p>NTT西証自己資本費用 77 80 90 125 167 212</p> <p>平成22年度実績 平成23年度実績 平成24年度実績 平成25年度実績 平成26年度実績 平成27年度実績</p> <p>(ソフトバンク)</p>	<p>用いる算定方法は、レートベースに関係のない投資や関係会社株式等に資金を回すことで、レートベースに係る報酬額を増加させることができる算定になっていることから、第一種指定電気通信設備に係る報酬額算定の方法について見直す必要があると考えます。</p> <p>したがって、今後、資本構成比率の算定方法について、「次世代ネットワーク（NGN）等の接続ルールに関する意見募集」を踏まえた接続ルールの検討の場等において、詳細の検討が必要だと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>		

(3) 平成 29 年度の次世代ネットワークに係る接続料の新設及び改定に対する意見及びその考え方

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見 1 1 優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能を利用する上で、IP 電話としての利用とデータ転送などのそれ以外の用途で利用する場合において、契約やその他の扱いに差が出ることはないよう強く要望。</p>	<p>再意見 1 1</p>	<p>考え方 1 1</p>	
<p>○ 本機能が新たにアンバンドルされたことを歓迎します。特に、IP 電話を実現するだけでなく、映像やデータ転送も優先パケットの対象となることを高く評価します。</p> <p>ただし、本機能を利用する上で、IP 電話としての利用とデータ転送などのそれ以外の用途で利用する場合において、契約やその他の扱いに差が出ることはないよう強く要望します。</p> <p>(一般社団法人テレコムサービス協会)</p> <p>○ この度、優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能(以下、併せて「優先転送機能」といいます。)の接続料が設定され、接続約款に記載されることにつきまして、大いに歓迎します。また、優先転送機能の算定に当たり、NTT 東西殿が利用する優先転送サービスと同じバスケットで算定を行うことにより、NTT 東西殿の優先転送サービスとの同等性を確保頂き、より低廉な接続料を設定頂きましたことにつきまして、深く感謝申し上げます。</p> <p>IP のネットワークにおいては音声・データの区別はないため、今回の優先転送機能につきましても音声・データの別なく利用できる</p>	<p>○ 優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能(以下、優先転送機能)のデータ通信での利用については、これまで検討してきた音声通信での利用と比べて、ネットワークへの負荷が大きくなる可能性があり、当社、卸先事業者、接続事業者のサービスの品質や他のお客様の通信に影響を及ぼす可能性が増すことになることから、当社として、接続事業者の要望を踏まえつつ、丁寧に検討を進めた上で、優先転送機能の利用条件や運用方法等について接続約款等に定めていく必要があります。これらの検討・対応を通じて、優先転送機能のデータ通信での利用を可能としていきたいと考えます。</p> <p>なお、予め優先転送機能の利用に係るあらゆるパターンを想定して、網羅的に利用条件や運用方法等を整理して接続約款等に定めることは現実的でないため、優先転送機能の利用条件や運用方法等を接続約款等に定めたとしても、市場環境の変化やこれまでに想定されていない新たなお客様のご利用形態等を踏まえ、必要に応じ、適時適切に見直しを行っていく必要があると考えます。</p> <p>(NTT 東日本・西日本)</p>	<p>○ <u>優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能は、伝送の対象を音声・データ・映像の区分なく利用できるものである。また、同機能は、伝送容量を過度に制限したりするものであってはならない。</u></p> <p>○ <u>また、優先パケットの利用に当たり、NTT 東日本・西日本の利用部門と接続事業者の同等性を確保し、接続事業者が優先パケットの利用を不当に制限されるものであってはならない。</u></p> <p>○ <u>優先パケットに関し、音声伝送とデータ伝送とで扱いには可能な限り違いを設けるべきではないが、ネットワークの容量にも限界はあるため、適切なネットワーク管理が行われる必要がある。そのため、適切なネットワーク管理方針が定められ、その透明化が図られる必要がある。総務省においてもその在り方について検討が行われる必要がある。</u></p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>ことが適当であり、当然のことながら接続約款の変更案においても、音声とデータを区分するような記載は一切ありません。NTT 東西殿は、意見募集において、ネットワークへの負荷が大きくなる可能性等を理由に音声とデータを区分するような姿勢を示されていますが、接続約款に反する対応が行われ、データでの利用が妨げられることがあってはならないと考えます。音声・データの別なく、優先転送機能の利用が進み、NGN の利活用が促進されることが望ましいと考えます。 (ソフトバンク)</p>	<p>○ テレコムサービス協会殿の意見に賛同します。IP ネットワークにおいては音声もデータも同様のパケットとして扱われることから、データであっても、利用促進のため、音声と同じように接続事業者が利用可能とすべきです。協議において NTT 東西殿から求められる情報は接続に必要な情報のみとし、接続が遅滞なく行われることを要望します。 (ソフトバンク)</p>		
<p>意見12 NGNとのIP-IP接続を先に行う事業者と後で行う事業者、又は、PTSNからIP網への移行を先に行う事業者と後で行う事業者で、その順序性に起因して、接続料負担等において不公平な取り扱いが生じないよう、今後、移行期の接続料の在り方等についても検討が必要。</p>	<p>再意見12</p>	<p>考え方12</p>	
<p>○ 「次世代ネットワーク(NGN)等の接続ルールに関する意見募集」において当社より意見したとおり、NGN との IP-IP 接続及び PSTN から IP 網への移行については、今後、関係事業者間や電話網移行円滑化委員会等において具体的な時期や方法等が議論されることとなりますが、新たに IP-IP 接続を行うにしろ、PSTN から IP 網へ移行するにしろ、全関係事業者同時に IP-IP 接続を行ったり、PSTN から IP 網へ移行ができる訳ではなく、必ず、接続や移行に係る順序性が生じることが想定されます。 このため、NGN との IP-IP 接続を先に行う事業者と後で行う事業者、又は、PSTN から IP 網</p>	<p>○ PSTNからIP網への移行期における接続料の取扱いについては、ご指摘の点も踏まえつつ、IP-IP接続への移行方法の議論と合わせて、事業者間意識合わせの場等において関係事業者と議論を進めていく考えです。 (NTT東日本・西日本)</p> <p>○ KDDI 殿の意見に賛同します。NGN との IP-IP 接続、または、PSTN から IP 網への移行で、その順序性に起因して、接続料負担等において不公平な取り扱いが生じないようにすべきです。 (ソフトバンク)</p>	<p>○ 情報通信審議会答申「固定電話網の円滑な移行の在り方一次答申～移行後のIP網のあるべき姿～」(平成29年3月28日)の考え方5-21において、「PSTNからIP網への移行期間中におけるメタルIP電話の接続料の算定方法及びPSTNの加入電話の接続料の算定方法を総務省において検討する際には、<u>PSTNからIP網への移行を先に行う事業者と後で行う事業者との間で、接続料の負担において不公平が生じないように配慮する必要があります。</u>」との考え方が示されており、同答申の趣旨を踏まえて、<u>総務省において検討する必要があります。</u></p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>への移行を先に行う事業者と後で行う事業者で、その順序性に起因して、接続料負担等において不公平な取り扱い（例えば、先に接続を行った事業者に多大な接続料負担が生じる等）が生じないように、今後、移行期の接続料の在り方等についても検討が必要です。（KDDI）</p>			
<p>意見13 中継ルータや中継伝送路といった設備のコスト配賦については、帯域換算係数を適用せずに、当該設備を通過又は確保した機能毎の実際のトラフィック量に応じてコスト配賦を行うのが適切。</p> <p>NGNのコスト配賦の在り方については、今後、議論が必要であり、「次世代ネットワーク（NGN）等の接続ルールに関する意見募集」を踏まえた接続ルールの検討の場等において、詳細の検討が必要</p>	再意見13	考え方13	
<p>○ 中継ルータや中継伝送路等の共用設備に係るコストを関係する接続機能へ配賦するために、QoS 換算係数及び帯域換算係数を用いた「ポート実績トラフィック比」が用いられています。帯域換算係数については、一般的に、IP 系の装置が帯域差に比して装置価格差を生じさせるものではないこと、すなわちスケールメリットが働く点に着目して、そのスケールメリットを勘案した場合のトラフィックを推計するために用いられています。</p> <p>しかしながら、「次世代ネットワーク（NGN）等の接続ルールに関する意見募集」において当社より意見したとおり、帯域換算係数は、各機能のエッジ設備（GW ルータ等）のNGN 側の1ポートあたりのトラフィック差に応じて適用されることになっているため、例え</p>	<p>○<帯域換算係数の扱いについて></p> <p>帯域換算係数は、中継ルータ等のトラフィックリソースを10倍消費する場合であっても、中継ルータ等のコストは10倍もかからないというIP系装置の特徴（スケールメリットが働く点）をアンバンドル機能間のコスト配賦に反映するために、一般的なルータにおける1Gポートと10Gポートの市販価格の差等を基にして設定しているものであり、コストの実態を踏まえた適正なものであると考えます。</p> <p>この考え方や算定方法は、NGN提供前から「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」等で議論・検討された上で妥当であると認められてきたものであり、これを覆すような市場環境の変化等はこれまで生じ</p>	<p>○ コスト配賦の方法について、今回の審査では、「次世代ネットワークの接続料算定等に関する研究会」報告書（平成20年12月）の考え方に従っているが、同報告書においても、その考え方が「すぐに妥当性を失う可能性がある」と認め、「躊躇することなく適時適切に見直しを行うことが必要」とするのとおり、これは <u>暫定的な色彩のあるものであったことも事実</u> である。</p> <p>同報告書では、「単純にサービスごとの通信量等（使用帯域等）をコストドライバにすると、使用帯域の大きい映像系サービスに多くの費用が配賦される」としたが、他方で、<u>映像伝送サービスは、今日、NGNを用いない手段によるものも各種行われていることにも見えるように、一定の競争環境にはあり、</u></p>	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>ば、A機能とB機能で中継ルータを通過するトラフィック差が10倍(1G:10G)であっても、帯域換算係数が1:6.7(帯域10倍ごとにコストが2.6倍の場合)の場合は、「帯域換算後のポート実績トラフィック比」は、1(1×1ポート):2.6(2.6×1ポート)となり、中継ルータのコストはA機能とB機能に1:2.6でコスト配賦されています。すなわち、B機能はA機能に比べて、中継ルータのトラフィックリソースを10倍消費しているにも関わらず、中継ルータのコストはA機能のわずか2.6倍しか負担していないことになっています。</p> <p>通常、中継ルータや中継伝送路といった設備は、当該設備を通過する各機能のトラフィックを処理できるだけの設備を用意するという事を考えれば、そのコスト配賦については、帯域換算係数を適用せずに、当該設備を通過又は確保した機能毎の実際のトラフィック量に応じてコスト配賦を行うのが適切だと考えます。</p> <p>なお、「次世代ネットワーク(NGN)等の接続ルールに関する再意見募集」において、NTT東・西が「実際に各社のネットワークサービス(例えばKDDI殿の国内イーサネット専用サービス等)の1Gbps品目と10Gbps品目の利用者料金を見ても、帯域が10倍であっても利用者料金は10倍となっておらず、当社NGNと同様に他社ネットワークにおいても帯域と設備コストの関係にはスケールメリットが働いているものと考えられます。」と述べておりますが、競争環境や市場価格、各社の販売方針・施策等が反映される利用者料金とコストベースで算定される接続料金を同列に論じて意味はなく、共用設備のコスト配賦につい</p>	<p>ていないものと考えます。</p> <p>なお、専用線の速度換算係数のように、高速大容量による設備効率化を接続料算定に織り込むことは、IP系装置に係らず、NGN接続料の設定以前から採用されております。</p> <p>仮に帯域換算係数を廃止した場合は、適正なコスト配賦を歪めることになるばかりではなく、広帯域のサービスにおけるコスト負担が過大となり、我が国のブロードバンドの促進を妨げることになりかねないと考えます。</p> <p>したがって、NGNのコスト配賦において帯域換算係数(帯域と設備コストの関係におけるスケールメリット)を勘案しないよう見直すことは、適切でないと考えます。</p> <p>なお、KDDI殿の意見に「競争環境や市場価格、各社の販売方針・施策等が反映される利用者料金とコストベースで算定される接続料金を同列に論じて意味はなく」とありますが、利用者料金の決定にあたっては設備コストも重要な要素の一つと考えます。KDDI殿が提供されているサービスを含め、各社が提供しているサービスにおいて帯域差ほど価格差がないのは、利用者料金の設定にあたって帯域換算係数と同様の考え方が用いられていることも要因の一つになっているものと考えます。</p> <p><NGNのコスト配賦の在り方について></p> <p>当社としては、上述のとおり、NGNのコスト配賦にあたって帯域換算係数を適用することは、適切であると考えます。</p> <p>加えて、「次世代ネットワーク(NGN)等の接続ルールに関する意見募集」において当社より意見したとおり、收容ルータのコストの扱い等について、より適正な負担となる</p>	<p>仮にコストに応じた考え方によらずにNGNでコスト配賦が行われた場合には、映像伝送以外の比較的狭帯域の機能に係る接続料の収入によって、NTT東日本・西日本の広帯域のサービスが内部相互補助を受けることになってしまいかねないため、映像伝送サービスの競争環境を歪めてしまうことにもなりかねない。このことは、收容ルータのコスト配賦についても同様であり、これが特定の機能に過剰に配賦されることがないようにする必要があります。</p> <p>○ こういったことに留意し、NGNにおいてコストに応じた費用配賦が適正に行われるよう、総務省において早急に検討を行う必要がある。</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>ては、あくまでも、活動基準原価帰属の考え方に沿って行われる必要があります。</p> <p>このように、NGN のコスト配賦の在り方については、今後、議論が必要であり、「次世代ネットワーク（NGN）等の接続ルールに関する意見募集」を踏まえた接続ルールの検討の場等において、詳細の検討が必要だと考えます。</p> <p>（KDDI）</p>	<p>よう見直しを検討すべきと考えます。</p> <p>これまで收容ルータについては、收容局接続機能の利用事業者ごとに設置が必要な装置であるとして、そのコストのほぼ全額を收容局接続機能の原価としてきましたが、例えば、今般、新たにアンバンドルされた優先転送機能の優先トラヒックが増加することによって、收容ルータの増設等が必要になった場合であっても、現在のコスト配賦方法に従って、増設等コストが全て收容局接続機能の原価になるとすれば、適正なコスト負担の観点で問題があると考えます。</p> <p>したがって、收容ルータのコストについては、上述のような利用状況の変化を踏まえ、改めて、適正なコスト負担となるよう、收容局接続機能以外の機能の原価にも配賦する等の見直しを検討する必要があると考えます。</p> <p>（NTT東日本・西日本）</p> <p>○ KDDI 殿の意見に賛同します。帯域換算係数の適用によって比較的小規模な事業者の参入は困難になる可能性があります。より公平な環境で競争を促進させるためにも、トラヒックに応じたコスト配賦を行うべきであり、帯域換算係数の適用に関しては詳細な検討が必要であると考えます。</p> <p>（ソフトバンク）</p>		
<p>意見 1 4 今後、資本構成比率の算定方法について、「次世代ネットワーク（NGN）等の接続ルールに関する意見募集」を踏まえた接続ルールの検討の場等において、詳細の検討が必要。</p>	<p>再意見 1 4</p>	<p>考え方 1 4</p>	
<p>○ 「（1）実績原価方式に基づく平成 29 年度</p>	<p>○ 接続料算定上のレートベースに対応する資</p>	<p>○ 考え方 7 のとおり。</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>の接続料の改定等について」で述べたとおり、現行の資本構成比率の算定方法は、レートベースに関係のない投資や関係会社株式等に資金を回すことで、レートベースに係る報酬額を増加させることができる算定になっており、第一種指定電気通信設備に係る報酬額算定としては不適切であると考えられることから、今後、資本構成比率の算定方法について、「次世代ネットワーク（NGN）等の接続ルールに関する意見募集」を踏まえた接続ルールの検討の場等において、詳細の検討が必要だと考えます。</p> <p>（KDDI）</p>	<p>本構成比の算定については、そのレートベースが接続機能の提供に真に必要な範囲での資産に限定されていることから、貸借対照表の数値を圧縮してレートベースの価額と貸借対照表の総額を一致させることで、適切な接続料算定を行っています。</p> <p>その際、自己資本は、投資その他の資産の取得ではなく、当社事業の根幹である電気通信事業に係る固定資産をはじめとする、接続機能の提供に真に必要な範囲での資産の調達に優先的に用いることが合理的であることから、自己資本は圧縮せずに、電気通信事業固定資産等の調達のための資本として総額を見込む、現行の算定方法は適正であると考えます。</p> <p>（NTT東日本・西日本）</p>		

(4) 長期増分費用方式に基づく平成29年度の接続料の改定等に対する意見及びその考え方

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見15 PSTNのトラヒックの減少に伴い、PSTN接続料は上昇傾向にあること、今後、固定電話網がPSTNからIP網へ移行することに鑑み、IP-LRICモデルの検討を深め、IP-LRICモデルの適用に向けた議論を進めることが適当。</p>	<p>再意見15</p>	<p>考え方15</p>	
<p>○ 固定電話（加入電話+ISDN）の契約者数が2,187万加入（※1）まで減少する一方、OABJ-IP電話の契約者数は3,170万件（※1）まで増加しており、固定電話市場では、増々PSTNからIP網へのマイグレーションが進展しております。それに伴い、PSTNのトラフィックは減少を続けており、今回申請された平成29年度のPSTN接続料は、3分換算で、GC接続で対前年度比+5.5%、IC接続で対前年度比+4.8%と、GC接続、IC接続共に前年度に比べて値上がりとなっております。</p> <p>このような接続料水準の高騰は、ユーザー利便に影響を与えるものであり、PSTNを利用し続けるユーザーが不利益を被ることなく、競争を維持しながら円滑なマイグレーションを進めるため、有力な移行先であるOABJ-IP電話（ひかり電話）の接続料水準から大きく乖離しない程度にPSTN接続料の高騰を抑制していく必要があると考えます。</p> <p>固定電話市場の主流がIPに移行している現状を踏まえれば、最新の技術を用いて構築できる最も効率的なネットワークはIP網であるため、現在、長期増分費用モデル研究会で検討が行われているIP-LRICモデルの検討を深め、早期に現行モデルからIP-LRICモデルに</p>	<p>○ KDDI 殿の意見に賛同します。弊社が従前より意見している通り、PSTNからIP網へ円滑に移行するため、PSTN接続料を抑制すべきであり、IP-LRICの導入を行うべきです。現在、長期増分費用モデル研究会で検討が行われているIP-LRICモデルの検討を進めるべきと考えます。（ソフトバンク）</p> <p>○ 平成29年度の接続料については、モデルにより算定した加入者交換機能に係る接続料原価が約▲7.2%減少したのに対し、加入者交換機能に係るトラヒック（通信時間）は約▲11.9%減少した結果、接続料水準が上昇しているものです。</p> <p>なお、現在、長期増分費用モデル研究会で、平成31年度以降のPSTN接続料算定を視野に入れたモデルが検討されておりますが、仮想的なモデルにより実際にかかった費用を回収できず、NTT東西に過度な負担を強いる長期増分費用方式は採用すべきでないと考えます。加えて、PSTNとは装置やネットワーク構成が全く異なるIP網を前提としたモデルでPSTN接続料を算定することは、原価に対して適正な接続料とはなりえ</p>	<p>○ 加入電話の契約数及び通信量は大きく減少しており、今後もこの傾向が続くことが想定され、PSTNからIP網への移行の進展等により、電気通信分野を取り巻く環境は今後急速に変化していくものと考えられる。</p> <p>○ このため、<u>接続料算定への長期増分費用方式の適用については、円滑な接続を確保する見地から、総務省において検討することが適当であり、その際には、情報通信審議会答申「長期増分費用方式に基づく接続料の平成28年度以降の算定の在り方」（平成27年9月14日）に示されたとおり、IP-LRICモデルの適用可能性や、情報通信審議会答申「固定電話網の円滑な移行の在り方一次答申～移行後のIP網のあるべき姿～」（平成29年3月28日）に示されたとおり、対象とするサービスや機能の範囲等について、その中で検討していくことが必要</u>である。</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>移行できるよう準備を進めていくことが重要です。</p> <p>(※1) 総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表」(平成28年度第2四半期(9月末))より (KDDI)</p> <p>○ 今般、NTT東西殿により申請がなされた、長期増分費用(以下、「LRIC」といいます。)方式に基づく平成29年度の接続料につきましては、GC接続3分当たり6.38円(前年度比+5.5%)、IC接続3分当たり7.68円(前年度比+4.8%)と引き続き接続料上昇の傾向であり、このまま現行のモデルを使い続けた場合、上昇の傾向は変わらない見込みです。</p> <p>現在、長期増分費用モデル研究会において、次期に適用するモデルの議論が行われているところですが、LRICの基本的事項である「現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な技術・設備を採用する」という趣旨に鑑み、効率的ネットワークを実現できるIP-LRICモデルの適用に向けた議論を進めることが適当と考えます。</p> <p>(ソフトバンク)</p>	<p>ず、不適切であると考えます。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p> <p>○ 左記意見のとおり、固定電話市場の主流がIPに移行している現状を踏まえれば、最新の技術を用いて構築できる最も効率的なネットワークはIP網であるため、現在、長期増分費用モデル研究会で検討が行われているIP-LRICモデルの検討を深め、早期に現行モデルからIP-LRICモデルに移行できるよう準備を進めていくことが重要です。</p> <p>(KDDI)</p>		
<p>意見16 光ケーブルの経済的耐用年数について、今後、より実態に即した耐用年数とするため、再推計の頻度について議論を行うことが適当。</p>	<p>再意見16</p>	<p>考え方16</p>	
<p>○ 光ケーブルの経済的耐用年数については、平成27年に、最新の撤去実績等を用いて7年ぶりに推計を行った結果、約2.5年延びました。最新のデータを用いて推計をすることにより、経済的耐用年数は延びていくものと考えられることから、今後、より実態に即した</p>	<p>○ 左記意見のとおり、第七次モデルにおいて、最新の撤去実績等に基づき推計を行った結果、光ケーブルの経済的耐用年数については、今までの架空15.1年、地下21.2年から架空17.6年、地下23.7年へと見直しが行われました。</p>	<p>○ 経済的耐用年数は、可能な限り最新のデータに基づき更新することが望ましいので、光ケーブルを保有する事業者における調査が必要であることを踏まえ、当該事業者の過度な負担とならないことにも配慮しつつ、適時に更新することが適当である。</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>耐用年数とするために、再推計の頻度等について議論を行うことが適当と考えます。 (ソフトバンク)</p>	<p>「(2)平成29年度の加入光ファイバに係る接続料の改定について」で述べたとおり、光ケーブルの経済的耐用年数は、経年によって確実に伸びていることから、LRICモデルの見直しのタイミング等で、定期的により実態に即した耐用年数に見直すなど、その在り方について今後検討が必要です。 (KDDI)</p> <p>○ 光ケーブルの耐用年数の見直しについては、光ケーブルに関する市場環境や使用実態等に大きな変化が認められた場合に検討するものと考えます。 また、長期増分費用モデル研究会報告書(案)に対する意見に対する研究会の考え方(平成27年2月4日)において、「光ケーブルの経済的耐用年数の推計には、光ケーブルを保有する事業者から撤去実績等に係るデータの提供が必要であることを踏まえると、事業者の過度な負担とならない範囲で、適時に更新することが適当である。」と指摘されているとおり、事業者の過度な負担となりうる頻繁な再推計は行うべきではないと考えます。 (NTT東日本・西日本)</p>		
<p>意見17 資本構成比率の算定方法について、詳細な検討が必要。</p>	<p>再意見17</p>	<p>考え方17</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>○ 「(1)実績原価方式に基づく平成 29 年度の接続料の改定等について」で述べたとおり、現行の資本構成比率の算定方法は、レートベースに関係のない投資や関係会社株式等に資金を回すことで、レートベースに係る報酬額を増加させることができる算定になっており、第一種指定電気通信設備に係る報酬額算定としては不適切である考えられることから、今後、資本構成比率の算定方法について、「次世代ネットワーク (NGN) 等の接続ルールに関する意見募集」を踏まえた接続ルールの検討の場等において、詳細の検討が必要だと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ 接続料算定上のレートベースに対応する資本構成比の算定については、そのレートベースが接続機能の提供に真に必要な範囲での資産に限定されていることから、貸借対照表の数値を圧縮してレートベースの価額と貸借対照表の総額を一致させることで、適切な接続料算定を行っています。</p> <p>その際、自己資本は、投資その他の資産の取得ではなく、当社事業の根幹である電気通信事業に係る固定資産をはじめとする、接続機能の提供に真に必要な範囲での資産の調達に優先的に用いることが合理的であることから、自己資本は圧縮せずに、電気通信事業固定資産等の調達のための資本として総額を見込む、現行の算定方法は適正であると考えます。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ 考え方7のとおり。</p>	<p>無</p>